	エ　強力な電磁界による障害のおそれの少ない場所に設置すること。ただし、やむを得ない場合であつて、電磁シールド等の措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎	
⑵　通信機械室内の設備等の設置	ア　保守作業が安全かつ円滑に行える空間を確保すること。	◎	◎	◎	◎	
	イ　じゅう器等には、通常想定される規模の地震による転倒及び移動を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	
⑶　通信機械室の条件	ア　重要な設備を収容する通信機械室は、専用に設け、十分な強度を持つ扉を設けること。	◎	◎	◎＊	◎＊	
	イ　床、内壁、天井等に使用する内装材には、通常想定される規模の地震による落下、転倒等を防止する措置を講ずること。	◎	◎＊	◎＊	◎＊	
	ウ　床、内壁、天井等に使用する内装材には、建築基準法第２条に規定する不燃材料又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条に規定する準不燃材料若しくは難燃材料を使用すること。	◎	◎＊	◎＊	◎＊	
	エ　静電気の発生又は帯電を防止する措置を講ずること。	◎＊	◎＊	◎＊	◎＊	
	オ　通信機械室に電源設備等を設置する場合は、必要に応じ、電磁界による障害を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	
	カ　通信機械室の貫通孔には、延焼を防止する措置を講ずること。	◎＊	◎＊	◎＊	◎＊	
⑷　入出制限機能	ア　出入口には、施錠機能を設けること。	◎	◎	◎	◎	
	イ　重要な設備を収容する通信機械室の出入口には、入出管理機能を設けること。また、設備の重要度に応じた適切な入出管理機能を設けること。	◎	◎	◎	◎	
	ウ　セキュリティを保つべき領域の具体的な基準を設定し、運用すること。	◎	◎	◎	◎	
⑸　データ類の保管	ア　システムデータ等の重要なデータは、データ保管室又は専用のデータ保管庫に収容すること。	◎	◎	◎＊	◎＊	
	イ　データ保管室及びデータ保管庫には、施錠機能を設けること。	◎	◎	◎＊	◎＊	
	ウ　データ保管室及びデータ保管庫には、必要に応じ、電磁界による障害を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	
	エ　データ保管庫には、通常想定される規模の地震による転倒及び移動を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎＊	◎＊	
	オ　データ保管室及びデータ保管庫には、必要に応じ、耐火措置を講ずること。	◎	◎	◎＊	◎＊	
⑹　火災の検知、消火	ア　自動火災報知設備を適切に設置すること。	◎	◎	◎	◎	
	イ　消火設備を適切に設置すること。	◎	◎	◎	◎	
3　空気調和設備						
⑴　空気調和設備の設置	ア　通信機械室は、必要に応じ、空気調和を行うこと。	◎	◎	◎	◎	
	イ　荷重を十分考慮して設置すること。	◎	◎	◎	◎	
	ウ　通常想定される規模の地震による転倒及び移動を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	
⑵　空気調和設備室への入出制限	出入口には、施錠機能を設けること。	◎＊	◎＊	◎＊	◎＊	
⑶　空気調和の条件	ア　適切な設備容量とすること。	◎	◎	◎	◎	
	イ　温湿度及び空気清浄度を適正な範囲内に維持する機能を設けること。	◎	◎	◎	◎	
	ウ　急激な温度変化が生じないよう制御する機能を設けること。	○	○	○	○	
	エ　重要な設備を収容する通信機械室の空気調和は、事務室等の空気調和と別系統とすること。ただし、通信機械室の空気調和が損なわれないような措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎	
	オ　重要な設備を収容する通信機械室の空気調和を行う空気調和設備は、冗長構成とすること。	◎＊	◎＊	○	○	